# 緊急応援補助金(経営危機克服型)交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、緊急応援補助金(経営危機克服型)(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「県内中小企業者等」とは、鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号、以下「強化法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)に該当する個人事業主又は会社、同条第6項に定めるもの又は任意グループ(組織化された団体として活動しているもの又は組織化を図ろうとして連携の途上にあり組織を運営するための具体的な活動を始めているものであって、かつ、強化法第2条第1項に定める中小企業者又は同条第6項に定める組合等の複数で構成され、構成員の利益となる事業を行うものをいう。以下同じ。)をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者は除く。

# (交付目的)

第3条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による県内中小企業者等の本業の落ち込み に対して、新商品開発や新たなサービスの提供、新分野進出など企業の新たな取組を支援することを 目的として交付する。

#### (補助金の交付)

- 第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表2の第2欄に掲げる補助対象事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第1欄の補助対象事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に別表2の第3欄に定める率(以下「補助率」)という。)を乗じて得た額以下(千円未満は切り捨てる。また上限は同表の第4欄に掲げる額とする。)とし、補助対象期間は同表の第5欄に定めるものとする。
- 3 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。また、補助対象経費のうち、委託に係る経費については、県内の中小企業者等が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

# (交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、令和3年1月29日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式1号及び2号による ものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、 前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以 下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

# (交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

#### (承認を要しない変更等)

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
  - (1) 本補助金の増額を伴う変更
  - (2) 交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の大幅な変更
  - (3) 本補助金の中止及び廃止
- 2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。
- 3 規則第 12 条第 3 項の申請書に添付すべき書類は、それぞれ様式第 1 号及び第 2 号によるものとする。

# (実績報告の時期等)

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、規則第17条第1項第 1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する 日までに行わなければならない。
- 2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 4 号及び第 5 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

# (補助金の支払い)

- 第9条 補助事業者への補助金の支払いは、規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定に基づき行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が希望する場合、知事は補助金の概算払を行うことができる ものとし、その金額は、交付申請額の2分の1以内の額(千円未満切り捨て)とする。
- 3 知事は概算払による本補助金の支払いを行うときは、様式第9号によりあらかじめ通知するものと する。
- 4 知事は、第2項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。
- 5 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第7号の概算払請求書、様式第8号の経費支 出計画書及び次項に定める専用口座の写しを知事に提出しなければならない。

6 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、本補助金にかかる専用口座を設けるものとし、補助事業期間中は当該口座を概算払の受け入れ、補助対象経費の支払い及び補助事業実施のための自己 資金の預け入れ以外の用途に用いてはならない。

#### (財産の処分制限)

- 第 10 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年 大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別 に定める期間)とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。
- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

# (雑則)

第 11 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部 長が別に定める。

# 附則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

# 別表1 (第4条関係)

補助対象経費					
事業区分	費目	内容			
F S 調査費	マーケティング 戦略費	市場・競争環境の調査またはマーケティング戦略(製品、価格、流通、 プロモーション戦略)構築の助言を外部専門家へ依頼する経費			
新商品 (役務) 開発費	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費			
	原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費			
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品(役務)のブランディング・プロ デュースに係る指導に要する経費			
	外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング等 を外部に依頼するために必要な経費			
	直接人件費	新商品(役務)開発に従事する従業員・アルバイトについて、当該開 発に直接従事する時間の給与及び賃金相当額			
	産業財産権 導入費	必要な産業財産権を導入するための経費			
人材	教材費	教材の作成、購入又は借用に要する経費			
育成費	受講•講師料	研修の受講、研修の対価として講師に支払われる経費			
販路 開拓費	会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費			
	保険料	展示品等への保険に要する経費			
	通訳翻訳料	展示会・イベント等での通訳又は資料等の翻訳に要する経費			
	出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料			
	営業代行料	販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費			
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂また は広告掲載に要する経費			
固定費	固定費	賃料、光熱費、通信費			
共通経費	旅費交通費	従業員及び外部専門家等の移動に要する経費			
	会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費			
設備 導入費	設備 導入費	事業計画の実施に必要な建物、設備(機械装置、工具器具、備品、 システム)の県内事業所への導入費(購入、新増設、改修、リース 費用等)			

- ※ 消費税・振込手数料については、補助対象経費から除くものとする。
- ※ 事業実施につき付随的に支出する消耗品費は対象外とする
- ※ 固定費については、補助対象経費の1/2を上限とし、単独での申請はできないものとする。

# 別表2 (第4条関係)

1 補助対象事業者	2 補助対象事業	3 補助率	4 補助上限額	5 補助対象期間
新型コロナウイルス感染症拡大により 売上が減少した県内中小企業者等	<ul><li>(1) 新商品の開発</li><li>(2) 新サービスの提供</li><li>(3) 新分野への進出</li><li>(4) その他商工労働部長が特に必要と認めたもの</li></ul>	3/4	1 社あたり 50 万円 ※別表 1 の固定費にかかる額については、 補助金額の 1/2 を上限とする ※本補助金の補助対象事業について、頑張 ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費 補助金の交付を受ける補助対象事業者においては、50 万円から頑張ろう「食のみやこ 鳥取県」緊急支援事業費補助金の交付決定 額を除いた額を補助上限額とする。	交付決定日から令和 3年3月31日まで